

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

中心市街地には、コンパルホール、アートプラザなどの教育文化施設や県庁・市役所・中央警察署・中央郵便局・大分税務署といった官公庁施設が立地しており、中心市街地周辺には第三次救急医療施設の日本赤十字病院大分支社、第二次救急医療施設の大分中村病院等の医療施設も立地している。

また、第2期基本計画までに、文化・情報・教育・産業・健康・福祉など多様な機能の複合施設であるホルトホール大分、大分県の芸術・文化の拠点である大分県立美術館等の文化施設が整備された。

さらに、平成29年3月、小中学校の適正配置に伴い、荷揚町小学校が閉校となり、跡地利活用について、現在、庁内の利用計画及び、地元要望を勘案しつつ、大分市公有財産有効活用等庁内検討委員会において利用方針を検討している。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

中心市街地においては、魅力ある交流の場の拡大、公共施設の適切な維持・更新が課題であり、新たな出会いや都市文化を育む個性の創出に向けて、市民の集い、学び、交流の場として、既存ストックを有効活用し、交流人口の増大を図るものとして、都市福利施設の整備を図る必要がある。

【都市福利施設整備の事業】

- ・旧荷揚町小学校跡地利活用事業

(3) フォローアップについて

位置づけられた事業については、事業の進捗管理、事業進捗等を踏まえた既存事業の見直し及び新規事業の必要性等について定期的実施し、改善策を検討するとともに、中心市街地活性化協議会と十分な協議を行いながら、事業の見直しや改善を図る。

計画期間の終了時点において、中心市街地活性化への最終的な効果を検証する。

◇庁内フォローアップ体制：大分市中心市街地活性化基本計画策定・推進委員会

◇庁外フォローアップ体制：大分市中心市街地活性化協議会

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2)② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 荷揚町小学校跡地利活用事業 【内容】 跡地を活用した新施設の建設等 【実施時期】 平成 29 年度～</p>	<p>大分市</p>	<p>小中学校の適正配置に伴い閉校となった学校跡地において、地元の要望を踏まえるなかで、民間活力の導入も視野に中心市街地の魅力を創造する高層複合空間として高度利用を検討している。</p> <p>本事業は、地域活性化や中心市街地の賑わいづくりに寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置内容】 — 【実施時期】 —</p>	